

**一般財団法人食品薬品安全センター  
不正使用防止計画**

**平成 29 年 3 月 20 日**

一般財団法人食品薬品安全センターは、公的研究費の不正使用（預け金、カラ出張、カラ謝金等）及び不正行為（捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership、利益相反等）を防止するため「不正使用防止計画」を策定する。

1. 公的研究費の不正使用防止に向けた管理体制の整備

公的研究費の不正使用防止に向けた管理体制を別紙のとおり整備し、公的研究費の不正使用防止に努める。

2. 不正使用防止に向けた具体的事項の実施

(1) 確実な物品検収の実施

納入する物品の検収は事務担当者が行う。例外的に業者が研究者に直接納品する場合は、後日事務担当者が現物確認を行うこととする。

(2) 旅費の事実確認

出張者が出張復命書を提出する際に用務内容に応じて記載事項を厳密にする。

① 研究打合せの場合は、打合せ相手の所属・氏名を記載する。

② 学会出席等の場合は、学会要旨等の資料の添付を求める。

③ 無作為抽出による事実確認を実施する。

(3) 賃金・謝金の事実確認

所属長は、業務終了後に従事者本人へ勤務状況の事実確認を行い、その内容を総務部総務課へ報告する。総務部総務課は月末時に勤怠管理システムにより打刻されたタイムシートにて確認を行う。

(4) 研究記録の保存

研究者は研究データを一定期間保存し、適切に管理を行う。

研究データについて第三者による検証の必要が生じた場合、研究者に対し開示を要請する。

(5) 研究者によるルールへの遵守

公的研究費に採択された研究者から、公的研究費の使用ルールを厳守し研究費不正の防止に努める旨の誓約書の提出を求める。

(6) 内部監査体制の強化

適正な研究費の執行のため、内部監査部門による内部監査を最低年 1 回実施するものとする。

(7) 不正行為通報を受け入れる通報の窓口を総務部内に設置する。なお、通報者が不利益な取扱を受けることのないよう配慮する。

(8) 不正行為通報案件の伝達・調査体制

窓口で不正使用に関する通報があった場合、窓口担当者は速やかに統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかに報告する。報告を受けた最高管理責任者は調査の実施を決めた場合、速やかに公的研究費の不正使用に係る調査委員

会を設置し事実関係の調査を行う。

(9) 不正使用防止計画推進部署の設置

不正使用防止計画推進のため、最高管理責任者の下に不正使用防止計画推進部署を総務部内に設置する。不正使用防止計画推進部署は、計画の企画・立案、推進、検証、進捗管理に関すること及び不正使用発生要因の分析、改善策実施を推進する。

(10) 研究者、関係者へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

「一般財団法人食品薬品安全センター公的研究費取扱規程」により公的研究費の取扱について周知を図る。

(11) 不正使用防止計画の改訂

公的研究費の不正使用防止のため、今後も不正を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、実態を把握しながら随時改訂を行う。